

佐賀県規則第8号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(返還免除の申請)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第4号）に、同条第1項各号のいずれか又は同条第2項 <u>（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第13条第3項において同じ。）</u>の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(業務従事期間の計算等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第10条第4項に規定する業務に従事できなかった期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとする。</p>	<p>(返還免除の申請)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第4号）に、同条第1項各号のいずれか又は同条第2項の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(業務従事期間の計算等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第10条第3項に規定する業務に従事できなかった期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。